

「

いわゆる共謀罪の創設を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の成立に抗議し、廃止を求める会長談話

共謀罪の創設を含む組織的な犯罪処罰法改正案（以下「本法案」とする）が本日早朝、参議院本会議において成立した。

本年5月23日の本法案衆議院通過後も、国民の多くが、本法案の内容に懸念を示し、政府に対して丁寧な説明をもとめてきた。しかし、本法案の必要性及び内容に関する疑問がますます深まるなか、参議院法務委員会の審議が短絡され、「特に必要」がある場合（国会法56条の3）として、参議院本会議において中間報告が行われ、さらに「特に緊急を要する」（同条2項）場合であるとして、参議院本会議は本法案を成立させた。

当会は、本法案の定める、組織的な犯罪集団が、特定の犯罪を計画しただけで成立し、準備行為を行った場合に処罰するとの犯罪構成要件では、処罰対象が広範かつ不明確であるため、監視社会を招き、表現の自由をはじめとする憲法上の人権を著しく侵害する可能性が高いとして反対してきた。その危険性及び懸念は本法案成立によって現実のものとなった。

くわえて、本法案成立の手續についても、極めて非民主的であると言わざるをえない。参議院での審議時間は、本法案の対象犯罪が277にのぼるのに対し、20時間にすら満たず、さらに本来あるべき法務委員会採決も省略された。これは異常という他なく、もはや民主主義国家の体をなしていない。

当会は、本法案の内容だけでなく、このような非民主的な手續に対しても、強い怒りをもって抗議する。

当会は、本法案成立後も、この国民の基本的な人権を侵害する危険を有する法律の廃止を強く求めるとともに、この法律が決して濫用されることのないように、厳しく監視していく所存である。

2017（平成29）年6月15日

千葉県弁護士会

会長 及 川 智 志